

あらゆる差別の撤廃にむけた不動産業界としての申し合わせ

今日、私たちの社会では「日本国憲法第14条（法の下の平等）」や「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（1997年3月）」の趣旨に則り、社会的身分や人権、国籍、差別、障がいの有無等による差別をなくす不断の努力が続けられています。

不動産取引に関わる私たちも、企業・事業者の社会的責任を自覚し、業務に際して人権を尊重し、人権侵害をすることのないよう、以下の事項に努めます。

1. 人権に関する啓発・研修を行い、人権意識の高揚に努める。
2. 国籍、障がい、高齢等の理由により入居機会を制約し、これを助長する差別的行為をしない。また、その関係する家主等に対して、人権問題についての理解を求めるよう努める。
3. 差別につながる不適切な広告や表示をしない。
4. 物件に関し、同和地区であるかないか、または同和地区を校区に含むかどうかなど、差別につながる問い合わせ等については、宅地建物取引業法第47条に関する国土交通大臣答弁に基づき、調査、報告、説明、教示をしない。